

(紹介手数料の返還)

- 第4条 丙が入社後6ヶ月未満で自己都合退職又は丙の責に帰する解雇が生じた場合、丙が退職した事実を文書で通知し、乙は以下のとおり紹介手数料を返還する。但し、丙の責に帰さない解雇、本人が死亡した場合は紹介手数料の返還は適用されない。
2. 甲は紹介手数料返還金額に消費税率を乗じた額を合せて請求書を発行し、乙は甲が指定する銀行口座へ指定期日までに振込みする。
 3. 乙は請求金額から振込み手数料を差引いて振込みする。

退職時期	紹介手数料変換率
1ヶ月未満	85%
1ヶ月以上2ヶ月未満	70%
2ヶ月以上3ヶ月未満	55%
3ヶ月以上4ヶ月未満	40%
4ヶ月以上5ヶ月未満	25%
5ヶ月以上6ヶ月未満	10%

(協 議)

- 第5条 本契約に定めのない事項やこの契約条項に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、解決するものとする。